

広島市告示第 3 2 5 号
令和 6 年 6 月 6 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ゆめタウン五日市

(2) 所在地 広島市佐伯区五日市五丁目 1 5 5 3 番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社イズミ

代表取締役社長 山西 泰明

広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり。

(変更後) 別紙のとおり。

4 変更年月日

別紙のとおり。

5 届出年月日

令和 6 年 6 月 3 日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 2 8 号

広島市佐伯区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和6年6月6日から令和6年10月6日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和6年10月6日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙

(変更前)

小売業者		住 所	変更年月日・ 変更理由
氏名又は名称	代表者 (法人の場合)		
株式会社イズミ	代表取締役社長 山西 泰明	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	
サキヤクリエイト 株式会社	代表取締役 佐々木 正明	岡山県倉敷市笹沖広瀬川1162番地2	令和5年11月30 日 退店
株式会社タツミヤ	代表取締役 指田 努	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	令和6年1月14 日 退店
フジパンストアー 株式会社	代表取締役 川端 賢二	名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番地	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番 14号	
株式会社ネクサス エンタープライズ	代表取締役 原本 一正	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目7番 13号福永ビル2階A号室	令和6年1月21 日 退店

(変更後)

小売業者		住 所	変更年月日・ 変更理由
氏名又は名称	代表者 (法人の場合)		
株式会社イズミ	代表取締役社長 山西 泰明	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	
フジパンストアー 株式会社	代表取締役 川端 賢二	名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番地	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番 14号	